適格請求書等保存方式(インボイス制度)の 導入中止を求める意見書(案)

年 月 日

衆 議 院 議 長 院 参 議 長 議 内閣総理大臣 あて 大 総 務 臣 財 大 務 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

令和元年10月の消費税率の引上げとともに軽減税率制度が実施されたことに伴い、複数税率のもとで適正な課税を確保するため、来年10月から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始となり、原則として来年3月までに適格請求書発行事業者の登録申請が必要とされている。

制度開始が近づく中、インボイス制度においては、免税事業者は適格請求書を発行できず、仕入税額控除の対象から外れることから、免税事業者が取引からの排除や不当な値下げを強いられるおそれがあること、課税事業者への転換を余儀なくされ、納税に伴う負担が増加することに対する懸念の声が高まっている。

現在、免税事業者となっている小規模な事業者は、コロナ禍とともに物価高騰の影響によって既に厳しい経営環境にある中、事業継続や雇用維持に懸命に取り組んでいるにもかかわらず、インボイス制度の導入により更なる負担が課されることになれば、経営が困難となり廃業や倒産を招きかねず、暮らしを支える事業や職を失い生活が困窮することにもつながりかねない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、インボイス制度の導入を懸念する声に耳を傾け、今もなおコロナ禍や物価高騰で苦境にある事業を営む人々の暮らしを守るため、インボイス制度の導入を中止するよう強く要請する。